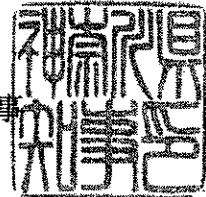


水第1123号
令和5年4月28日

神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の
変更について（諮問）

のことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり
変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求める。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

54.5トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.9トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	2.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.8トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	1.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	2.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	15.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	19.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.0トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

13.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	13.3トン

くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表（案）

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり<u>変更</u>したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年 <u>月 日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり<u>定めた</u>ので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年 <u>4月1日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>																				
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 <u>54.5</u>トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.9トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td><u>1.0</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td><u>2.2</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td><u>8.8</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td><u>1.3</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	<u>1.0</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>2.2</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.8</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>1.3</u> トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 <u>39.4</u>トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.9トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td><u>0.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td><u>1.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td><u>6.2</u>トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td><u>0.9</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	<u>0.7</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.6</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>6.2</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>0.9</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	<u>1.0</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>2.2</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>8.8</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>1.3</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	<u>0.7</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>1.6</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>6.2</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>0.9</u> トン																				

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から 6 月まで）	<u>2.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から 9 月まで）	<u>15.3</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から 12月まで）	<u>19.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から 3 月まで）	<u>1.0</u> トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から 6 月まで）	<u>1.4</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から 9 月まで）	<u>10.7</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から 12月まで）	<u>13.3</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から 3 月まで）	<u>0.7</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

13.3 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>13.3</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

6.6 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>6.6</u> トン

下線部が変更箇所

5水管第300号
令和5年4月27日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	39.4トン	54.5トン
くろまぐろ（大型魚）	6.6トン	13.3トン



令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）に関する神奈川県知事管理
漁獲可能量の漁業種類別および期間別の配分について

配分方法

- ・漁業種類ごとの令和4管理年度の当初割当量の10%を上限として、未利用分を当該漁業種類へ優先的に割当てる。（番号4～7）
- ・上記の優先的な割当てを実施した残りについては、令和5管理年度の当初割当量の比率により、漁船漁業等と定置漁業に按分（番号9～11）
- ・それぞれの漁業種類における期間別の割当てについては、令和5管理年度当初に定めた、四半期ごとの比率に応じて按分（番号13～16）

令和4管理年度未利用分の令和5管理年度への繰越し (t)

番号		漁船漁業	定置漁業
1	令和4管理年度当初割当量…①	17.4	18.1
2	令和4管理年度当初割当量の10%（繰越し上限）…②	1.7	1.8
3	令和4管理年度における採捕量合計…③	21.052	23.701
4	当初割当量に対する未利用分…①-③	0	0
5	令和4管理年度への繰越し…④	なし	なし

令和5管理年度における追加割当の計算
令和5管理年度への優先的に割当て

		漁船漁業	定置漁業
6	小型魚の追加割当量(t)…⑤	15.1	
7	令和4管理年度への繰越し=④	なし	なし
8	両漁業種類で按分する割当量(t)…⑤-④=⑥	15.1	
9	令和5管理年度の当初割当量(t)	9.4	26.1
10	令和5管理年度の当初割当量の比率(%)…⑦	26	74
11	両漁業種類で按分…⑥を⑦の比率で按分=⑧	3.9	11.2
12	漁業種類別の追加割当量(t)…④+⑧=⑨	3.9	11.2
13	R5年4～6月追加分（⑨を四半期の比率で按分）	0.3	0.6
14	R5年7～9月追加分（〃）	0.6	4.6
15	R5年10～12月追加分（〃）	2.6	5.7
16	R6年1～3月追加分（〃）	0.4	0.3